

28 農業信用補完強化事業交付金

【1, 089(770) 百万円】

対策のポイント

- 経営意欲のある農業者の資金繰り支援のため、運転資金について、無担保無保証人の700億円特別保証枠を設定します。
- 融資保険の対象金融機関に銀行及び信用金庫を追加することにより、大口資金需要者である農業法人等の資金調達チャネルを多様化します。

<背景／課題>

農業経営を取り巻く環境が厳しさを増す中、信用力の弱い農業者が資金調達をする際、担保となる物件がない肥料代等の運転資金の借入に困難を来す場合が増加しています。

また、融資保険制度は、都道府県段階の農業信用基金協会による保証保険では対応することが困難な大口融資案件について（独）農林漁業信用基金に直接保険に付すことにより、保証保険制度を補完する制度ですが、現在、対象金融機関は、農林中央金庫、信農連等に限定されています。

政策目標

農業者等の資金調達を支援するための金融の適切な運用

<主な内容>

1. 農業経営資金繰り円滑化特別保証事業

農業経営の資金繰り円滑化のため、運転資金について、700億円の無担保無保証人の特別保証枠を設定します。これにより、農業者が民間金融機関から農業経営に必要な運転資金の融通を受けやすくなる環境を整備します。

農業経営資金繰り円滑化特別保証事業 230(0) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県農業信用基金協会

2. 融資保険の充実

農業法人などの一般市中金融機関からの資金調達をより円滑化するため、融資保険の対象金融機関を銀行・信用金庫にも拡大します。これにより農業法人が一般市中金融機関から農業経営に必要な資金の融通を受けやすくなる環境を整備します。

融資保険基盤強化事業交付金 89(0) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：（独）農林漁業信用基金

3. 保証保険基盤の強化

（独）農林漁業信用基金に対して、農業信用保険引受に係る財務基盤を強化するための交付金を交付することにより、農業者が必要とする資金の円滑な融通を支援します。

農業信用保証保険基盤安定事業交付金 770(770) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：（独）農林漁業信用基金

〔お問い合わせ先：経営局金融調整課（03-6744-2171（直））〕